

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第57号

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例

香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、<u>香川県立武道館又は香川県立総合水泳プール</u>（以下「体育館等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～8 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 香川県立武道館 略</p> <p>5 <u>香川県立総合水泳プール</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設等</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>水泳プール</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>専用使用の場合</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>50メートルプール</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	<u>水泳プール</u>			<u>専用使用の場合</u>			<u>50メートルプール</u>			<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第6条 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館又は<u>香川県立武道館</u>（以下「体育館等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～8 略</p> <p>(利用料金の收受)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第8条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第7条、第8条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 香川県立武道館 略</p>
施設等	単位	金額											
<u>水泳プール</u>													
<u>専用使用の場合</u>													
<u>50メートルプール</u>													

<u>全面使用の場合</u>		
<u>アマチュアスポーツの場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>11,440円</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>		
<u>一般</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>5,720円</u>
<u>生徒及び児童</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>4,050円</u>
<u>アマチュアスポーツ以外の 場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>34,320円</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>11,440円</u>
<u>コース使用の場合</u>	<u>1コースにつ き1回(2時 間以内)</u>	<u>520円に利用す る者の数を乗じ て得た額に530 円を加えた額</u>
<u>25メートルプール</u>		
<u>全面使用の場合</u>		
<u>アマチュアスポーツの場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>10,760円</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>		
<u>一般</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>5,380円</u>
<u>生徒及び児童</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>3,010円</u>
<u>アマチュアスポーツ以外の 場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>32,280円</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>10,760円</u>
<u>コース使用の場合</u>	<u>1コースにつ き1回(2時 間以内)</u>	<u>520円に利用す る者の数を乗じ て得た額に530 円を加えた額</u>
<u>飛込みプール</u>		
<u>アマチュアスポーツの場合</u>		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>3,360円</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>		
<u>一般</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>1,680円</u>
<u>生徒及び児童</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>1,010円</u>

アマチュアスポーツ以外の場 合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	10,080円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	3,360円
専用使用でない場合		
個人	1人につき1 回	520円
団体 (20人以上)	1人につき1 回	410円
トレーニングルーム	1人につき1 回	210円
会議室	1時間当たり	630円
記録室	1時間当たり	310円
附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
会議室及び記録室の冷暖房使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。